

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20220713	千代田タクシー株式会社 (法人番号 9080001003408) 代表者加藤高立	静岡県静岡市葵区東千代田3丁目8番1号	本社営業所	静岡県静岡市葵区東千代田3丁目8番1号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和4年2月24日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	10	1
2	20220713	毎日タクシーグループ株式会社 (法人番号 1180001018246) 代表者松川佳道	愛知県名古屋市長区西味鏡1丁目110番地	本社営業所	愛知県名古屋市長区西味鏡1丁目137、138番地	輸送施設の使用停止(126日車)及び文書警告	(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)	(大名古屋交通株式会社本社営業所) 令和3年10月27日及び令和3年11月17日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(7)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項) (三和交通株式会社本社営業所) 令和3年11月2日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(7)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	17	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20220719	栄タクシー 株式会社 (法人番号 9180001025466) 代表 者浅井克美	愛知県名古屋市中村区栄生 2丁目4番地1号	本社営業所	愛知県名古屋市中村区栄生 2丁目4番地1号	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和4年1月6日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
4	20220719	刈谷交通 株式会社 (法人番号 1180301013871) 代表 者横山宜幸	愛知県刈谷市大手町1丁 目1番地	本社営業所	愛知県刈谷市大手町1丁 目1番地	輸送施設の使用停止 (20日車)	旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第2項	令和4年1月12日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
5	20220720	名古屋近鉄タクシー 株式会社 (法人番号 3180001031791) 代表 者山根真哉	愛知県名古屋市中村区名 駅1丁目2番2号	黄金営業所	愛知県名古屋市中村区黄 金通8丁目16番地	輸送施設の使用停止 (33日車)	道路運送法第13条	令和4年2月4日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	7	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。